

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成28年6月17日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のように本件処分の違法性を主張する。

本件処分は、国民健康保険の自己負担分（3割ないし高額療養費自己負担限度額）を超えて10割の医療費相当額の返還を求める点で著しく不合理で、裁量権を逸脱した違法がある。

(1) 平等原則違反について

生活保護を利用しなければ国民健康保険の自己負担分で済んだはずであるのに、たまたま生活保護を利用したために10割相当額の医療費負担を強いられるのは酷にすぎるし、他の国民よりも不利益に取り扱うことになるから法の下での平等原則（憲法14条）に反する。

(2) 利得と損失がないことについて

国民健康保険の自己負担分を上回る医療費については、請求人側に「利得」がなく、実施機関側にも「損失」がないから、不当利得返還債務の性格を有する法63条の費用返還義務は生じない。

(3) 請求人が知的障害者であることについて

請求人には知的障害があり、医療費10割負担のリスクを理解することができないから、本人の自己責任を問うことが適当でなく、杓子定規に全額返還の原則を適用してしまうと正義・公平の理念に反する。

(4) 処分庁が弁明書6項において、本件処分が適法である根拠とする課長事務連絡と課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを明示していないから、単なる国からの技術的な助言に過ぎないのであって、地方自治体を拘束するものではない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月16日	諮問
平成29年2月21日	審議（第6回第4部会）
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を規定する。

また、法63条は、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定する。

この法63条は、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産があるに（も）かかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決・最高裁判所民事判例集25巻4号650頁）。

- (2)ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。この課長通知をもとに、弁明書に掲げる「生活保護手帳別冊問答集2016」問13-5は編纂されている。）は、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」

とし、⑥として「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合^{ママ}であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。・・・「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合・・・をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」としている。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」

（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、上記アの課長通知と併せて「各課長通知」という。）1-IV-2-(2)（「生活保護手帳2016年度」646頁）本文は、「費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じる。」としている。

(3)ア 国民健康保険法6条9号は、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、国民健康保険の被保険者とし、としている。

イ 相続は、死亡によって開始され、相続人は相続開始の時か

ら被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法 882 条及び 896 条）。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、持ち家を出た請求人について緊急保護により保護を開始し、その後、法 29 条調査により請求人名義の多額の預金があることを確認したものの、これらの資産を請求人が活用することができないと認められたため保護を継続していたところ、成年後見人が選任されたため、上記預金の活用が可能になったとして本件保護廃止とした後、相続が開始された以後に請求人に支給した保護費について、自立更生に当たり控除するものはないと判断し、請求人に支給済みの医療費を含む保護費全額に相当する金額を、法 63 条に基づく返還額として決定したものであると認められる。

以上のことから、本件処分は、上記 1 (1)ないし(3)に掲げる法及び各課長通知に則って適法になされたものと認められる。

また、返還金額決定に当たって違算も認められない。

3 請求人の主張について

(1) 平等原則違反について

請求人は、たまたま生活保護を利用したために 10 割相当額の医療費負担を強いられるのは酷にすぎるし、他の国民よりも不利益に取り扱うことになるから法の下での平等原則（憲法 14 条）に反する、と主張する。

しかし、国民健康保険は加入者が負担能力に応じて保険料の一部を分担し合うことによってこれを賄うという相互扶助共済制度である一方、法による保護は受給者自身の拠出を要せず租税収入をもって充てるという公の負担によって賄うという国家扶助制度であり、両者は制度的に異なるものである。

その上で、国民健康保険法 6 条 9 号は、法による保護を受けている世帯に属する者を、国民健康保険の被保険者としないと

明示しているのであるから、緊急に公の負担による扶助を受けた者の費用の返還を国民健康保険の被保険者と同列に論じることには無理があるものである。

そして、法により医療扶助を受けた保護受給者がその資力を活用できる状態になった場合には、法63条による返還額の決定に当たり国民健康保険の一部負担金の制度を勘案すべきとの特段の規定も見当たらない以上、医療扶助の全額について法に基づき費用返還義務が課されるべきものと解せざるを得ないのであるから、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない。

(2) 利得と損失がないことについて

請求人は、国民健康保険の自己負担分を上回る医療費については、請求人側に「利得」がなく、実施機関側にも「損失」がないから、（民法703条の）不当利得返還債務の性格を有する法63条の費用返還義務は生じない、と主張する。

しかし、法63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものであるから、民法上の不当利得に係る規定が適用される余地はなく、この点に係る請求人の主張を採用することはできない。

(3) 請求人が知的障害者であることについて

請求人は、請求人には知的障害があり、医療費10割負担のリスクを理解することができないから、本人の自己責任を問うことが適当でなく、杓子定規に全額返還の原則を適用してしまうと正義・公平の理念に反する、と主張する。

しかし、法63条は、被保護者の自己責任に対する認識の有無を問わず、「被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」の返還義務を定めるもので

あり、給付を受けることについて被保護者において回避可能性があったかどうかは、同規定を適用する要件では何らないのであるから、請求人の主張は理由がない。

- (4) 請求人は、各課長通知が地方自治法にいう処理基準でないことをもって、処分庁に裁量権の逸脱があると主張する。

請求人が指摘するとおり、各課長通知は処理基準ではないので、処分庁が当該各通知に則って処分を行ったというだけで、本件処分に違法性・不当性がないことが事実上推定されるわけではないものと認められる。

しかし、処分庁は、本件処分をするに当たり、法を所管する厚生労働省が発出した各課長通知を、法による保護制度を適正に実施するために合理的な解釈・運用指針に準ずるものであると判断して、これらの通知に沿った運用を行ったものであり、また、各課長通知の内容が特に不合理であるとも認められないから、このことをもって処分庁に裁量権の逸脱が認められ、本件処分に取消理由になるような違法又は不当な点があったということとはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美